

草加市
学校におけるいじめの防止等の
ための基本的な方針

平成30年 月改定

草 加 市
草加市教育委員会

はじめに

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです。そのため、根本的ないじめ問題の克服のためには、全ての子どもを対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。そのために、学校だけではなく、国、地方公共団体・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下に、その克服を目指して行わなければなりません。

そこで、草加市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及びいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）に基づき、草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を平成26年3月に策定しました。

法附則第2条第1項では、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とされています。

草加市は、法及び国の基本方針の改定の内容や重大事態ガイドライン（平成29年3月文部科学省、以下「重大事態ガイドライン」という。）の内容に基づき、基本方針を改定し、引き続き、いじめの防止等のための対策を一層推進します。

目次

はじめに

第1章	いじめの防止等についての基本的な考え	1
1	基本理念	3
2	「いじめ撲滅サミット宣言」	3
3	定義	4
4	責務等	5
5	いじめの防止等に関する基本的な考え	7
第2章	市及び教育委員会が実施する施策	9
1	教育委員会が実施する施策	11
2	出席停止制度の運用	14
3	草加市いじめ問題対策連絡協議会の設置	14
4	草加市いじめ問題調査対策委員会の設置	15
第3章	学校が実施する施策	17
1	学校が実施する施策	19
2	いじめに対する措置	27
3	学校における「いじめ問題」への具体的な組織対応(例)	29
第4章	重大事態への対処	31
1	重大事態の発生と調査	33
2	いじめを受けた子どもへの対応	36
3	いじめを行った子どもへの対応	37
4	いじめを通報した子どもへの対応	38
5	いじめが起きた集団及び周囲の子どもたちへの対応	38
6	保護者への対応	38
7	地域や関係機関等への対応	39
添付資料		41
資料1	いじめ重大事態発生報告書(様式1)	
資料2	いじめ重大事態調査結果報告書(様式2)	
資料3	チェックリストと早期対応例	
資料4	いじめ早期発見アンケート	
	「私たちの学校生活」(小学校用)	
	「私たちの学校生活」(中学校用)	
資料5	用語解説	

第1章

いじめの防止等についての 基本的な考え

- 1 基本理念
- 2 「いじめ撲滅サミット宣言」
- 3 定義
- 4 責務等
- 5 いじめの防止等に関する基本的な考え

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を脅かし、心身に深刻な影響を及ぼす許されない重大な人権侵害であるとともに、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。そのために、市及び教育委員会・学校・保護者等は、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるとともに、いじめの防止等に取り組むものとする。

2 「いじめ撲滅サミット宣言」

平成25年8月28日に開催された平成25年度草加市立小中学校「いじめ撲滅サミット」において、市内小中学校代表児童生徒の協議により、「いじめ撲滅サミット宣言」を全会一致で採択した。

この宣言には、各校児童生徒のいじめ撲滅への思いが込められている。市はこの宣言をいじめ防止の柱ととらえ、児童生徒が主体となったいじめ撲滅への決意を市全体で支援する。

この宣言に託された思いを決して忘れないためにも、基本方針に明示することにより、いじめ防止に向けた児童生徒の意志を発信していくものである。

わたしたちは、次のことを宣言します。

- 一、お互いを認め合い、助け合います。**
- 一、いじめを見すごしません。**
- 一、相手の気持ちを考えて行動します。**
- 一、笑顔いっぱいの学校をつくります。**

平成25年8月28日
草加市立小中学校児童生徒代表

3 定義

この基本方針において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の意義による。

(1) いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、法第2条にあるように「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、その行為により感じている心身の苦痛の状況など、いじめを受けた児童等の立場に立つことが必要である。なお、本人がいじめを受けていることを否定する場合も多々あることなども踏まえ、本人の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認することも大切である。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒の何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) この基本方針において「学校」とは、草加市立学校設置条例（昭和39年条例第33号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。

(3) この基本方針において「子ども」「児童等」とは、前項の学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(4) この基本方針において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

(5) この基本方針において「関係機関等」とは、児童相談所、警察署、法務局その他子どものいじめの問題の対応に関係する機関及び団体をいう。

- (6) この基本方針において「市民」とは、市内に在住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (7) この基本方針において「事業者」とは、市内において事業活動を行う個人及び団体をいう。

4 責務等

(1) 市及び教育委員会として

市及び教育委員会は、先の基本理念にのっとり、子どものいじめの防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる。

市及び教育委員会は、いじめの防止等に関する意識の高揚と普及啓発を図るために、あらゆる機会をとらえて啓発活動を推進する。

市及び教育委員会は、いじめを早期に発見し対応するための効果的な通報体制及び全ての子ども、保護者等が安心して相談ができるよういじめに関する相談体制を整える。

市及び教育委員会は、いじめの防止及び解決に向け、情報の共有と迅速な対応を図るため、関係機関等との連携の強化に努める。

(2) 学校として

学校及び学校の教職員は、先の基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、法第23条の規定に基づき適切かつ迅速にこれに対処する。

学校は、教育活動全体を通して、豊かな情操や道徳心、自他のいのちを大切にすることを養い、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を育てるとともに、相手にとって心や体の苦痛を感じる行為を決して行ってはならないことを理解させる。さらに、相手がこのように感じる行為は広くいじめであり決して許されないことを理解させる。

学校は、法第13条の規定により、国の基本方針並びに基本方針に基づき、その学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を定める。

学校は、子どものいじめの防止等の対策に日頃から取り組むとともに、いじめを認知した場合は、その解決に向け速やかに組織的対応を講じ、その内容を教育委員会に報告する。

学校は、法第22条の規定により、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

(3) 保護者として

保護者は、いじめを正しく認識するとともに、その保護する子どもに対し、相手にとって心や体の苦痛を感じる行為を決して行ってはならないことを理解させる。さらに、相手がこのように感じる行為は広くいじめであり決して許されないことを理解させる。

保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合、又はいじめを受けている疑いを認知した場合には、適切に子どもをいじめから保護するとともに、速やかに学校、市又は関係機関等に通報又は相談する。

保護者は、学校や市が行ういじめ防止に対する取組に協力するよう努める。

(4) 市民及び事業者として

市民及び事業者は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、地域が連携して子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

市民及び事業者は、いじめを発見したときは、速やかに市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努める。

市民及び事業者は、いじめに関する通報、相談に接したときは、その際に知り得た個人情報等を第三者に漏らさない。

(5) 子どもに対して

全ての子どもが、相手にとって心や体の苦痛を感じる行為（いじめ）を決して行ってはならないことを理解し、いじめを許さない態度を身に付けられるよう導く。

子どもがいじめを受けた場合には、一人で悩まず、家族・学校・友だち又は関係機関等に相談するよう伝えるとともに、アンケート、教育相談、市いじめ悩み相談等、具体的な相談、訴えの方法を理解させる。

お互いが思いやりの心をもって協力し支え合い、一人ひとりが安心して生活できるよう、心の通う人間関係を構築するとともに、全ての子どもに、その能力の素地が育成されるよう努める。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。また、学校外でも起こりうるものである。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれもある。

いじめの防止等では、「未然防止」「早期発見」「事案対処」という3つの視点から、学校、家庭、地域が連携を図りながら取り組む必要がある。特に、子どもの生活の中心となる学校においては、いじめの防止等のための具体的な方針を示すとともに、家庭・地域と一体となって取組を推進していくことが求められる。

第2章

市及び教育委員会が 実施する施策

- 1 教育委員会が実施する施策
- 2 出席停止制度の運用
- 3 草加市いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 4 草加市いじめ問題調査対策委員会の設置

1 教育委員会が実施する施策

(1) 草加市立小中学校「いじめ撲滅サミット」の開催

児童等が安心して学校生活を送ることができるように、学校・家庭・地域がいじめに対する関心を高め、防止していこうとする態度や意識を育てることを目的として、草加市立小中学校「いじめ撲滅サミット」(以下「いじめ撲滅サミット」)を開催する。

いじめ撲滅サミットでは、いじめ撲滅に向けて、子どもが主体となった取組を発表し、いじめのない笑顔あふれる学校の実現に向けて、その強い意思を発信するとともに、児童等によるいじめ撲滅のための取組の成果の普及を図る。

(2) 「草加っ子の基礎・基本」の定着

「知・徳・体」のバランスのとれた取組を進めるとともに、特に、「徳」において「生命の尊さを理解し、自他を大切にする」等、基本的な指導の徹底を図り、心豊かな子どもの育成を目指す。

『指導の基』の作成及び各学校への配布・活用
学習補助員の配置

(3) 道徳教育の充実

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うという視点に立ち、社会生活の決まりや基本的モラルを身に付けるなど規範意識の向上のため、道徳教育の内容、指導の充実を図る。併せて、子どもの自尊心の形成や他者への思いやり等を身に付けさせるための充実を図るとともに、自他のいのちの大切さ、生を受けたことへの感謝、生きることの尊さを理解する「いのち教育」を推進する。

豊かな心推進事業の実施

(4) 教育相談体制の充実

電話・面談・学校訪問等による教育相談を通して、各学校の実態を踏まえた生徒指導に関する支援に取り組み、適切な助言を行う。スクールソーシャルワーカーの配置、学級支援員の小学校への配置、さわやか相談員とスクールカウンセラーの中学校への配置、学校支援指導員、臨床心理士等の小中学校への派遣を含め、発達上や生徒指導上の課題のある子ども一人ひとりの支援の充実を図る。さらに、教育支援室における「ふれあい教室(適応指導教室)」の運営の充実を図り、不登校児童等への適切な支援に努

める。

各校での定期的な「学校生活アンケート」の実施及び実施状況の把握
児童等を対象とした「草加っ子」元気カード（フリーダイヤルによるいじめ等の悩み相談を案内したカード）の配布
電話等によるいじめの通報や学校生活での悩み等、相談体制の充実及び周知
臨床心理士による学校巡回相談の実施
スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携等、問題解決に向けた支援の充実
教育支援室における相談業務の充実
学校問題解決支援チームの相談業務の充実
学級集団アセスメント検査（Q-U）の実施

(5) 生徒指導体制の充実

生徒指導は、教職員が教育活動のあらゆる機会をとらえて推進する必要がある。教職員が生徒指導の在り方について共通理解を深め、情報を共有し、管理職のリーダーシップの下、教員相互の信頼・協力関係により、校内生徒指導体制を確立するとともに、生徒指導連絡協議会を通じて学校間の連携を図る。また、地域と一体となった生徒指導を行い、家庭と連携し、一貫した指導に当たる。

学校警察連絡協議会及び同研修会の充実
小中高合同生徒指導委員会及び同研修会の充実

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

教育委員会でのネットパトロールを実施し、そこから得られた情報を各校に提供するとともに、各校においてインターネットや携帯電話の使用に関するルールづくりや情報モラル教育の充実を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害児童等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

(7) 学校・家庭・地域の連携及び子ども教育の連携の推進

子どもを取り巻く教育環境の課題を克服し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止める体制を構築できるよう学校・家庭・地域の連携を推進する。学校応援団等の地域の人材の協力を得ながら、学校を支援する多様な活動を展開し、学校の活性化と家庭や地域の教育力の向上を図る。

また、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」といった問題に対処してい

くためにも、幼稚園・保育園等における幼児教育と小中学校の義務教育を、連続した途切れることのない子どもの教育期間ととらえ、それぞれの円滑な移行を支援し、幼保小中を一貫した教育の充実を図る。

スクールガード・リーダーの配置と活動の推進

中学校部活動の外部指導者派遣

子ども教育連携推進委員会による連携の実施に向けた協議・調整

幼稚園・保育園・小学校・中学校連絡協議会の開催

「親の学習」の実践

(8) 学校人権教育の推進

人権意識の高揚を図り、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする子どもを育成するために、家庭・地域との連携を図りながら学校人権教育を推進する。

各学校においては、子どもの人権についての共通理解を図り、子どもたちが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に示せるよう教育活動全体を通じた指導の充実に努める。

教職員を対象とした学校人権教育研修会の充実

管理職を対象とした学校人権教育研修会の充実

「人権を考える市民のつどい」の開催

草加市人権文集「なかま」の作成・発行・活用

草加市人権標語ポスターの作成・発行・活用

(9) 教職員研修の充実

教職員としての指導力の向上のため、体系づけた研修計画を確立し、教職員研修の充実に努める。「初任者研修」や「臨時的任用教員研修」、「5年次教員研修」、市独自で実施している「3年次教員研修」や「中堅教員研修」の充実に努める。

管理職としての管理・指導力の向上のため、市独自で実施している校長研修会、教頭研修会の充実に努める。

いじめの定義やいじめの認知など、いじめについての基本的な事項に関する共通理解の徹底

「児童生徒間のトラブルに係る事例」を始めとする生徒指導に関する教職員用資料の活用と研修会の充実

(10) 自然教室の推進

大自然に恵まれた草加市立奥日光自然の家や福島県昭和村の施設を利用し、子ども一人ひとりが自然の恩恵や美しさに触れる体験を通して、豊かな心や感性を育む。学校生活だけでは得難い自然の中での仲間とのふれ合いあいを通して、よりよい人間関係を築き、心豊かな子どもの育成を目指す。ゆとりあるプログラムをつくり、自然への能動的な行動を前提としつつ、子どもの自主性を伸ばす活動や問題解決型学習を進める。

2 出席停止制度の運用

教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、該当児童等の出席停止を命ずることができる。

出席停止の手続きについては、出席停止の命令の手続きに関する規則（平成14年教委規則第2号）に基づいて行う。

また、教育委員会は、出席停止を命ずる際は、その手続きに関して保護者へ周知するものとする。

3 草加市いじめ問題対策連絡協議会の設置

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

「いじめ防止対策推進法」

いじめの問題に係る関係機関の意思疎通を図り、情報を共有するために法第14条の規定に基づき、「草加市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。構成員等その他必要な事項は、規則等で定める。

4 草加市いじめ問題調査対策委員会の設置

第14条第3項 教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

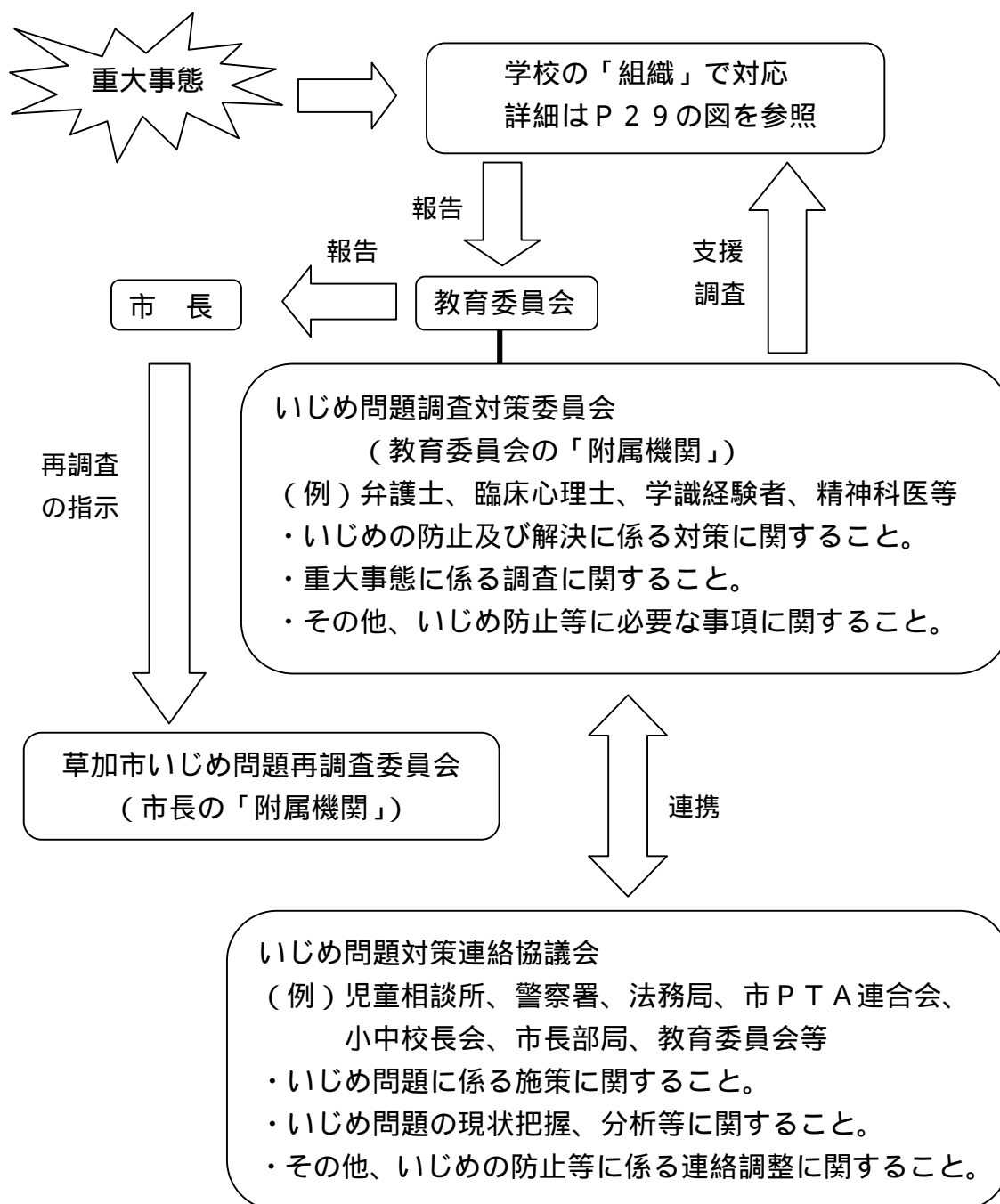
「いじめ防止対策推進法」

基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うために、法第14条第3項の規定により教育委員会に附属機関を設置する。

附属機関の設置については、地方自治法第138条の4の規定により条例によるものとし、構成員等その他必要な事項は規則等で定める。

草加市いじめ問題調査対策委員会は、法28条第1項の重大事態における学校設置者の下に設ける組織として兼ねる。

< 市及び教育委員会が設置する組織の関係図 >



第3章

学校が実施する施策

- 1 学校が実施する施策
- 2 いじめに対する措置
- 3 学校における「いじめ問題」への具体的な組織対応（例）

1 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づいて、その学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を定める。

学校いじめ防止基本方針は、子ども一人ひとりを大切にする教育実践を行うことを土台に、いじめの防止等のための具体的な取組、いじめの早期発見のための措置、いじめ事案への対処や校内連携の在り方、生徒指導・教育相談体制、年間指導計画、校内研修など、いじめの防止及び解決の観点から体系的・計画的に行われるよう包括的な取組の方針を定めるものとする。策定に当たっては、学校の実情に即し実効的に機能するものとしていくことが何より重要であり、PDCAサイクルにより常に点検し、必要に応じて見直しを図る。

さらに、方針を検討する段階から保護者等地域の住民の参画を求めたり、児童等が主体となったいじめ撲滅に係る活動と関連をもたせるなどの工夫も考えられる。策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページその他の方法により保護者や地域住民が内容を確認できる措置を講じるとともに、その内容を各年度開始時に児童生徒、保護者等に説明する。

(2) 学校の「組織」の設置

学校は、法第22条の規定により、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

この「組織」の構成員は、学校の実情に応じて、学校が決定するものとし、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次のような役割が上げられる。

未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど、情

- 報の迅速な共有、及び関係児童等に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害児童等に対する支援、加害児童等に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった事案対処を組織的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
 - ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して実効的に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを実効的に行うため、当該組織の存在及び活動が、児童等及び保護者に対して容易に認識される取組（全校児童等への説明等）を実施することが望ましい。また、当該組織は、いじめを受けた児童等を徹底して守りとおし、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

さらに、当該組織は、重大事態の発生の際は、学校が行う調査の母体となり、関係機関とも連携して対応する。

(3) 学校の「組織」を核とした「いじめ問題」への対応

1 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての子どもを対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。いじめを受けた子どもがいじめと訴えた場合であっても、いじめを行ったとされる子どもはいじめをしていないととらえるなど、「いじめ」という言葉が指す内容をめぐり意識のずれが見られる場合が多い。定義によって導かれる「いじめ」という言葉で「いじめは許されない」という指導を行うだけでは未然防止につながらない場合も多い。そもそも相手にとって心や体の苦痛を感じる行為を行うこと自体が、決して許されることではないという基本を十分に理解させることが重要である。その上で、相手がこのように感じる行為を広く「いじめ」という言

葉で表し、「いじめ」は決して許されないものであることの理解に導く必要がある。

いじめに向かわせないための未然防止の取組として、子どもたちが自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。指導に当たっては、子どもたちがいじめの問題を自分のこととしてとらえ・考え・議論することにより正面から向き合うことができるようにするとともに、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の子どもに大きな傷を残すものであり、決して許されないことを子どもたちに理解させる。この場合においても、実際の事案では「いじめ」という言葉が指す内容をめぐり意識のずれが見られる現実を踏まえ、相手にとって心や体の苦痛を感じる行為を行うことは許されないという視点を常に押さえた上で指導することが重要である。

また、いじめに向かわない態度や能力を育成するために、次の点に留意する。

道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、いじめを許さず、いじめに向かわない態度を育てる。

いのちを大切に教育の充実を図るとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

自他の考えに相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、子どもが円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

教職員は、学校の教育活動全体を通して、子ども一人ひとりの存在を大切にし、子どもとの信頼関係づくりに力を注ぐとともに、次の9項目について徹底を図る。

いじめは絶対に許さないという断固たる教職員の姿勢を示す。

いじめについて考えさせる場を設ける。

自分の意志によって行動がとれるよう指導する。

いじめを見て見ぬふりはしないよう指導する。

一人で悩まずに、家族・学校・友だち・関係機関等に相談するよう指導する。

道徳教育や特別活動等を通して、子ども同士の好ましい人間関係を築く。

行事等を通して、学級・学年・学校の連帯感を深める。
いじめ解決に向けた、子どもの主体的な取組を支援する。
自らの言動が、子どもを傷付けたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

学校は、これらの取組について、家庭・地域と協力し合い、取組を推進していくことが必要である。

学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）
いじめ問題に関する年間指導計画の作成及び実行
いじめ問題に関する校内研修の計画及び実施
道徳や学級活動等における「いのちの大切さ」「いじめ」の授業計画及び実施
「居場所づくり」「絆づくり」をキーワードとした、互いを認め合える人間関係づくり、学校風土づくり
いじめ撲滅に向けた児童会、生徒会等の子どもの主体的な活動
学校評価による検証と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクル）

2 早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

教職員は、日頃から子ども一人ひとりの立場やその思いの理解に努め、何かあれば、子どもが進んで相談したり報告したりできるような信頼関係を築いておかなければならない。そして、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、積極的にいじめを認知することが必要である。

さらに、いじめ発見のチェックポイント等を活用して子どもの日常生活を観察し、子どもが示す小さな変化やサインも見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。その際、情報交換、情報共有の方法や場等について学校として具体的に定め共有理解を図っておくことが重要である。中学校では各部活担当者との情報交換も随時行えるよう体制を整える。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、さわやか相談室の周知等により、子どもが安心して相談できる体制を整えることが必要である。

アンケート調査や個人面談において、子どもが自らいじめの情報を教職

員に発信することは、子どもにとっては多大な勇気を要するものである。これを踏まえ、学校は、子どもからの相談に対して、教職員等が迅速に対応することを徹底する。

いじめを受けている子どもは、アンケート等で相談しようとしたことを知られたくないとの思いから、記入等をためらうことも考えられる。これは、いじめを見た他の子どもについても同様である。記入に当たっての指導や記入後は教職員が一人ひとりの用紙を回収する等、細部にわたり安心して相談できる配慮を全学年・学級で徹底できるようにする。

さらに、いじめを受けている子どもは、改めて情報を発信しようとしなない場合も多々ある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われることを認識するとともに、アンケート調査や個人面談はあくまで早期発見の一つであることを踏まえることが重要である。

- 「学校生活アンケート」の定期的な実施による情報の収集・共有
- 「いじめ発見のチェックポイント」(添付資料「チェックリストと早期対応例等」)の活用
- 定期的な教育相談による子どもの状況の把握と情報の共有
- 子どもの相談窓口としてのさわやか相談室の充実
- さわやか相談員やスクールカウンセラー、臨床心理士等の保護者への周知及びその活用
- 管理職を始め、全教職員による校内巡視等の実施
- 学校便りや保護者会を通じた学校の取組の発信及び情報の収集・共有

3 事案対処 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

学校の「組織」を核とした対応

保護者等からの通報や学校生活アンケート・教育相談等を通じて、いじめを受けていると思われる情報を把握した際には、直ちに学校いじめ防止組織に報告し、学校の「組織」を核とした迅速な対応につなげることが重要である。「組織」として情報を共有し、いじめを受けていると思われる段階で速やかに事実関係の確認を行う。組織的な対応方針を策定し、いじめを受けた子どもへの支援、いじめを行った子どもへの指導、周囲の子どもへのケア等について、教職員の役割分担の明確化を図る。

いじめを受けた子どもへの対応

いじめを受けた子どもの安全を直ちに確保してから、共感しつつ話をよく聴き、事実関係を明らかにする。いじめの内容や心や体の苦痛の状況、関係する子どもについて十分把握する。いじめを受けた子どもの側に立ち、絶対に守りとおすという姿勢を明確にし、伝える。また、いじめられている側にも問題があるという考え方で接することがないように留意する。具体的な対応を示し、必ず解決することを伝え、安心感を与える。以後も注意深く見守り、安心感をもたせながら支援を行う。

必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラー、臨床心理士等を活用し、子どもをケアする。

いじめを行った子どもへの対応

いじめを行ったとされる子どもからも、十分に話を聴き、事実関係を明らかにする。いじめの内容や関係する子どもについて十分に把握する。十分な事実確認がない中で、いじめの指導を先立って行うことのないよう留意する。いじめを受けた子どもに対し一定の行為をしたことは事実だが、いじめは行っていないという認識は、いじめを行った子どもにはありがちなものである。いじめを受けた子どもが、この行為によって心や体の苦痛を感じたこと自体も事実であることを伝え、このような行為自体が許されないことを理解させる。相手にとって心や体の苦痛を感じることにつながる行為はいじめであること、いじめは人格を傷付ける行為であること、人間の生き方として絶対に許されない行為であることを理解させて、直ちにいじめをやめさせる。傷付いた相手の気持ちを改めて理解させ、心から謝罪できるように指導する。

また、いじめを行った子どもの発達上の悩みや葛藤等についても十分に配慮し、立ち直りを支援していく。そのために必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラー、臨床心理士を活用し、子どもをケアする。

いじめを通報した子どもへの対応

学校は、通報した子どものプライバシーが完全に守られることを第一に考える。そして、勇気をもって教職員にいじめを通報した子どもを十分称賛する。同時に、守りとおすことをはっきり伝え、教育活動全体を通して見守り、いじめを通報した子どもの安全を確保するための取組を徹底する。その際、通報した子どもの保護者とも緊密に連携を図る。

いじめが起きた集団及び周囲の子どもたちへの対応

いじめを見ていた子どもたちに対しても、自分の問題としてとらえさせる。いじめを受けている子どもの気持ちになって考えると、何もしていないでいることは、いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。

また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。はやしたてるなど同調していた子どもに対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

保護者への対応

いじめを受けた子どもの保護者に対しては、家庭に連絡し、家庭訪問等により、迅速かつ丁寧に状況を説明するとともに、学校としての事態対処、再発防止などの取組方針を伝える。いじめを受けた子どもを守りとおすことを伝えるとともに、いじめを受けた子どもや保護者の思いを受け止め、誠実に対応する。

いじめを行った子どもの保護者に対しても、家庭に連絡し、迅速かつ丁寧に事実関係を説明するとともに、学校としての事態対処、再発防止などの取組方針を伝える。説明に際しては、いじめを受けた子どもの感じた苦痛自体も事実であることを含め、事実関係を正確に伝えることに留意する。事実に対する保護者の理解を得た上で、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する断続的な支援を行う。

学校は、双方の保護者と連絡を密にし、誠意を尽くした対応を継続する。その際、双方の保護者間で事実認識の違いが起こらぬよう情報を共有する措置を講ずることが重要である。さらに、「いじめに係る行為が止んでいること」、「いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと」の要件が満たされるまでは、いじめが解消している状態とはならないことに留意する。

また、必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラー、臨床心理士等を活用し、保護者をケアする。

学校の「組織」を核とした速やかな対応策の検討及び実施

学校の「組織」を核とした役割分担の明確化

いじめを受けた子どもやその保護者への組織的で継続的な対応

いじめを行った子どもやその保護者への組織的で継続的な対応

いじめが起きた集団への組織的で継続的な対応

いじめを通報した子どもへの組織的で継続的な対応

(4) 地域や家庭、関係機関等への対応

学校は、学校評議員、P T A等地域の関係団体等と、いじめ問題について協議する機会を設けたり、小中学校連絡協議会等を活用したりするなど、いじめ問題に対して地域や家庭と連携した対策を日頃から推進することが必要である。そして、いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼する。

さらに、いじめ問題における指導において、十分な効果を上げることが困難な場合等には、児童相談所や警察署等の関係機関との適切な連携が必要である。

児童相談所や警察署など関係機関との連携と情報の共有

P T A等との連絡と情報の共有

小中学校連絡協議会等での情報の共有

学級懇談会や学年・部活動保護者会等、状況に応じた保護者会の実施

スクールガード・リーダー等地域の人材を活用した登下校の見守り等の実施

教育委員会への報告と連携

2 いじめに対する措置

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

「いじめ防止対策推進法」

法第23条第2項の規定により、学校はいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、さらにその結果を教育委員会に報告する。

法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、教育委員会は必要に応じ、報告を受けた学校に対し、必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

この調査については、必要に応じ、法第14条第3項の教育委員会の附属機関を活用するものとする。

(1) 発見、通報

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ防止組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、組織的に対応する。児童等又はその保護者からの通報や訴え、申立て等については、速やかに事実確認の措置等を行う。これらの措置は、いじめを受けていると思われる段階で行わなければならないことに留意する。

(2) 報告

法第23条第2項の規定により、学校はいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。

(3) いじめの解消

いじめの解消の判断は、単に謝罪をもっていじめが解消したとするのではなく、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

いじめを受けた子ども等が心身の苦痛を感じていないこと

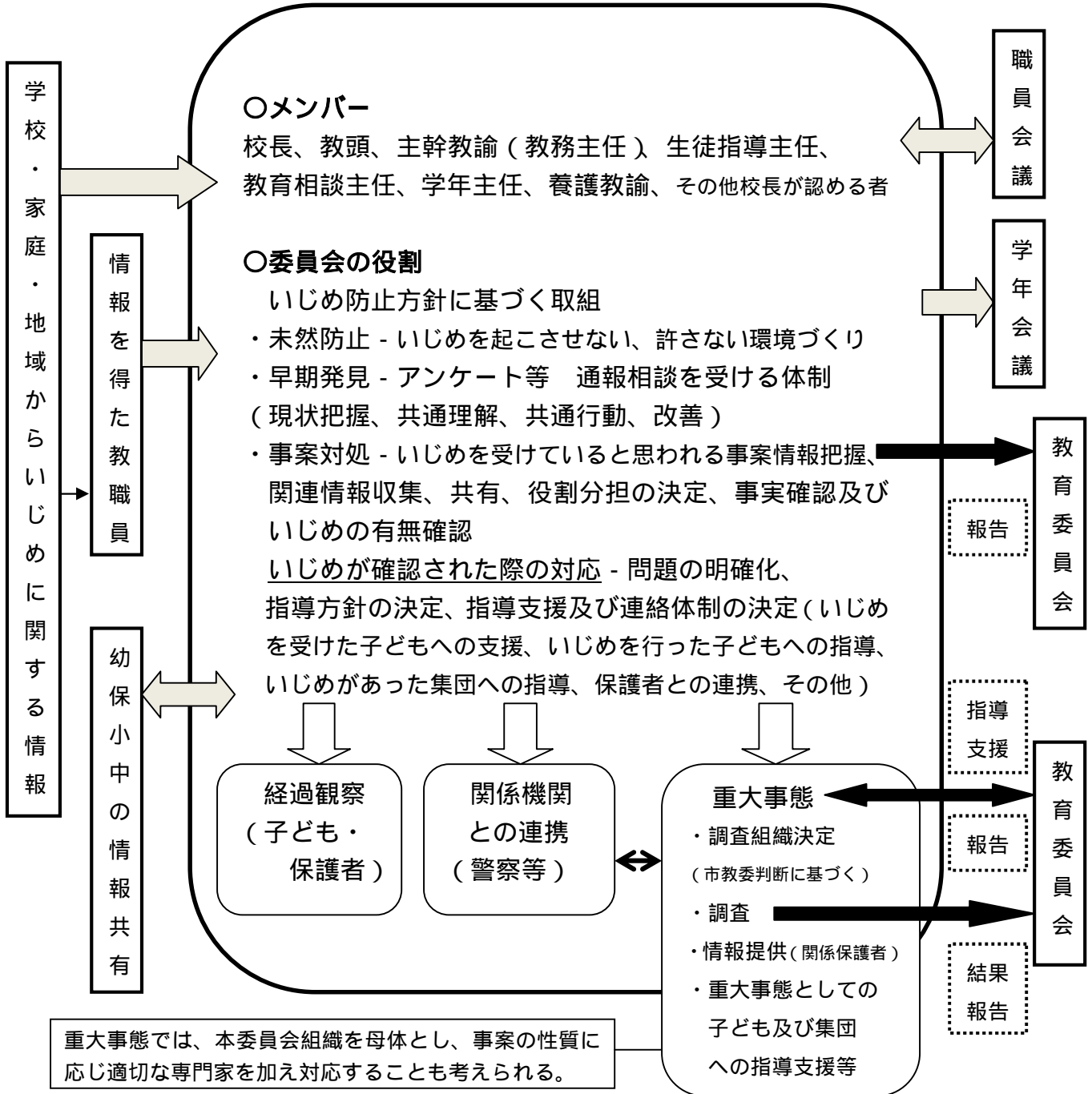
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子ども等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた子ども等を徹底的に守りとおし、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ防止組織においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた子ども等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめのいじめを受けた子ども等及びいじめを行った子ども等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 学校における「いじめ問題」への具体的な組織対応（例）

< 学校いじめ防止対策委員会 >（仮称）



- ・学校いじめ対策委員会は、いじめの防止等の措置を組織的かつ実効的に行うため中核となる役割を担う。
- ・管理職は、全ての取組における最終的な責任者であり、それぞれの取組が円滑に行われるようマネジメントする立場にあることを認識する。

第4章

重大事態への対応

- 1 重大事態の発生と調査
- 2 いじめを受けた子どもへの対応
- 3 いじめを行った子どもへの対応
- 4 いじめを通報した子どもへの対応
- 5 いじめが起きた集団及び周囲の子どもたちへの対応
- 6 保護者への対応
- 7 地域や関係機関等への対応

1 重大事態の発生と調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

「いじめ防止対策推進法」

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項では、次に掲げる場合には、その事態を重大事態と規定している。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

各事態ともに、疑いがあると認める段階で重大事態となり、確定された段階ではないことに留意する。子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童等や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめによる重大事態ではないと断言できないことに留意する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

同項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の判断により迅速に調査に着手する。

(2) 発生時の報告及び通報・相談

教育委員会への報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に一報を入れ、速やかに文書（別紙様式1 いじめ重大事態発生報告書）で報告する。学校からの報告を受け、教育委員会は市長に報告する。

警察署への通報・相談

学校は、いじめを受けた子どもに対する暴力や金銭強要等の犯罪行為が行われていると疑われる場合、その子どもを保護するとともに、周囲の子どもに被害が拡大しないようにするために、速やかに警察署に通報及び相談するものとする。

(3) 調査

調査の趣旨

法第28条に規定される調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

調査の主体

調査は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合がある。従前の経緯や事案の特性等を踏まえ、教育委員会が調査主体や調査組織について判断する。学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は学校に対して必要な指導及び支援を行う。

調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、学校は、速やかにその下に組織を設ける。なお、教育委員会が調査主体となる場合は、草加市いじめ問題調査対策委員会を当該調査を行うための組織とする。

調査の実施

調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。なお、その際は、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

情報提供

法第28条第2項の規定により、学校又は教育委員会は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を提供するものとする。

この情報提供の結果を踏まえて、いじめを受けた子ども又はその保護者が希望する場合には、学校又は教育委員会は、いじめを受けた子ども又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。また、これらの情報提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の子どものプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮するものとする。

調査結果の報告

学校から教育委員会への調査結果については、文書（別紙様式2 いじめ重大事態調査結果報告書）で報告し、報告を受けた教育委員会は市長に報告する。

法第30条に基づく再調査

法第28条に基づく調査結果報告を受けた市長は、法第30条第2項に基づいて、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。

再調査を行う際は、市長は「草加市いじめ問題再調査委員会」を設けて調査を行う等の方法で実施し、再調査の結果については、市長は議会に報告するものとする。

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 いじめを受けた子どもへの対応

いじめを受けた子どもの思いを受け止め、心身の苦痛の状況を改めて理解しようとする姿勢が何より重要である。いじめを受けた子どもの側に立ち、絶対に守りとおすという姿勢を明確に伝えるのみならず、解消に向けての具体的な対応の状況を速やかに示していくことが求められる。

(1) いじめを受けた子どもに対する複数教職員による保護・支援

学校は、いじめを受けた子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じることを回避するため、複数の教職員による組織的で継続的な見守り体制を構築する他、子どもについての情報を共有する。学校は、いじめを受けた子どもが安心して学校で学習できる環境を確保する。

なお、聴き取りを行う際には、子どもの心身の状態を十分に考慮しながら行う。

(2) さわやか相談員やスクールカウンセラーによる支援

学校は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、さわやか相談員やスクールカウンセラーによる相談体制の周知と積極的な活用を図る。

- (3) スクールソーシャルワーカー等による家庭状況の把握と支援
学校は、スクールソーシャルワーカー等による家庭訪問を通じ、いじめを受けた子どもの家庭状況を把握するとともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して、子どもとその家庭を支援する。
- (4) ふれあい教室（適応指導教室）等への通級等の実施
学校は、いじめが原因で不登校になっている子どもの状況に応じて、保健室登校や相談室登校の実施、ふれあい教室に通級させるなど、緊急避難措置を講ずる。

3 いじめを行った子どもへの対応

- (1) いじめを行った子ども等への対応
学校は、いじめを行った子どもから十分に話を聴き、事実関係を明らかにする。そして、いじめは人格を傷付ける行為であること、人間の生き方として絶対に許されない行為であることを理解させ、自分のとった行為を深く反省させる。また、傷付いた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導する。
さらに、学校の「組織」が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。その際、いじめを行った子どもの発達上の悩みや葛藤等、いじめを行った子どもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、立ち直りを支援していく。そのために必要に応じて、さわやか相談員やスクールカウンセラー、臨床心理士等を活用し、子ども及びその保護者をケアする。
- (2) 出席停止
いじめを行った子どもに対し継続的に指導を行ったにも関わらず、改善が見られない場合には、教育委員会はその子どもの保護者に対して出席停止を命じることができる。
出席停止が行われた場合には、学校はその子どもに対して、学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機応変に家庭訪問を行い、家庭との連携を十分に図る。

4 いじめを通報した子どもへの対応

学校は、通報した子どものプライバシーが完全に守られることを第一に考える。そして、勇気をもって教職員にいじめを通報した子どもを十分称賛する。同時に、守りとおすことをはっきり伝え、教育活動全体を通して見守り、いじめを通報した子どもの安全を確保するための取組を徹底する。その際、保護者とも緊密に連携を図る。

5 いじめが起きた集団及び周囲の子どもたちへの対応

いじめを見ていた子どもたちに対しても、自分の問題としてとらえさせる。

いじめを受けている子どもの気持ちになって考えると、何もしていないでいることは、いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。

また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。はやしたてるなど同調していた子どもに対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

6 保護者への対応

(1) いじめを受けた子どもの保護者及びいじめを行った子どもの保護者

重大事態を受け調査を行うことや、調査は事態に対処し同種の事態の発生の防止に資するために行うものであることを伝え理解を得る。なお、いじめを受けた子どもの保護者に対しては、調査の経過や調査により明らかとなった事実関係について、適時、適切な方法で説明する。

(2) P T A等との連携

学校は、P T A等の役員に情報提供するなどして積極的に連携し、必要に応じて協力を依頼する。

(3) 緊急保護者会の開催

学校は、説明責任を果たすために、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要があることから、教育委員会との連携・協力の下、必要に応じて緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応等について説明を行う。

7 地域や関係機関等への対応

(1) 民生委員・児童委員等との連携

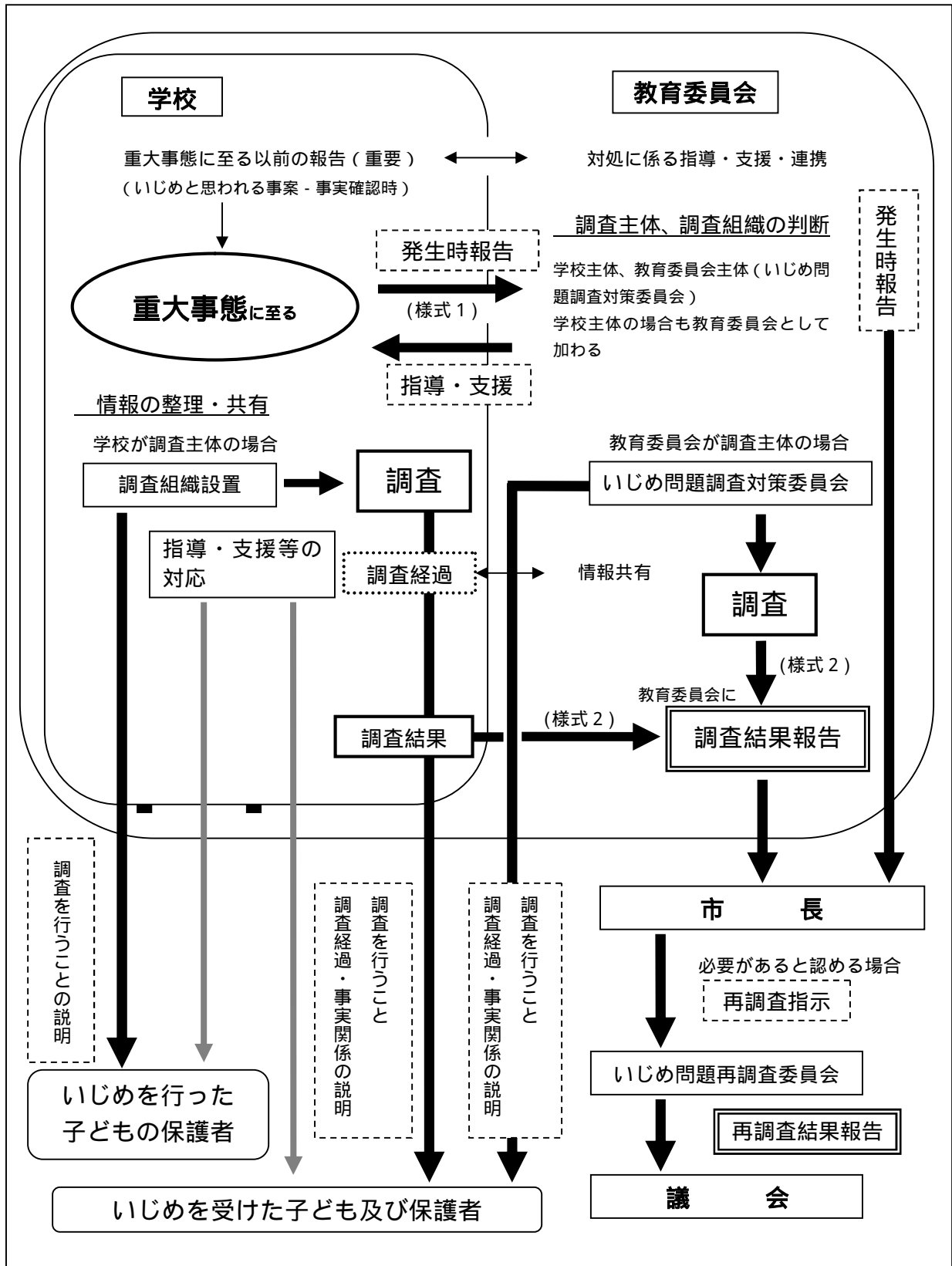
学校は、民生委員・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での子どもの見守り・巡回を依頼する。

(2) 福祉や医療機関との連携

学校は、いじめの原因や背景の一つとして、子どもの家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。

また、双方の子どもに精神疾患等が認められる場合には、臨床心理士等の専門的見地からの助言を考慮し、速やかに医療機関に相談する。

< 重大事態対応フロー図 >



添 付 資 料

- 1 いじめ重大事態発生報告書（様式1）
- 2 いじめ重大事態調査結果報告書（様式2）
- 3 チェックリストと早期対応例
- 4 いじめ早期発見アンケート
 - 「私たちの学校生活」（小学校用）
 - 「私たちの学校生活」（中学校用）
- 5 用語解説